

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
1	<p>「参考資料10 学校配膳室の概要」で貴市が整備予定(【整備予定(市)】)の以下の3校に関して、現状では外部に面する扉(受入れ口)上部に雨よけ小庇がありません。大沢中学校(整備済)同様の雨よけ小庇が設置されとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>尚、設置されない場合、貴市として雨よけ小庇の設置義務はないと判断し、事業者にも設置義務は無いと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>1.上溝中学校(配膳室 の受入れ口) 6.中央中学校 7.相原中学校</p>	<p>配膳室出入口上部に設置可能な小庇については、出幅1m以下のものであり、衛生面において高い効果が期待できないため、市が設置する予定はありません。また、事業者に設置いただく想定もありません。</p>
2	<p>「参考資料10 学校配膳室の概要」でお示し頂いた学校配膳室の【整備済み】及び【整備予定】共に出入口の扉の施錠はできるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>学校配膳室への外部からの搬入扉及び廊下等からの出入口については、全て施錠可能となっています。</p>
3	<p>「参考資料10 学校配膳室の概要」でお示し頂いた学校配膳室の【整備済み】及び【整備予定】共に出入口の扉、窓等の機械警備の整備は貴市の担当との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>機械警備について、現在、デリバリー給食等で使用する学校配膳室への個別の設置はしておらず、今後の整備においても設置する予定はありません。</p> <p>なお、事業者の判断による設置は可能ですが、設置する場合には、配膳員業務時間外の直送品の納品等の留意点があるため、事前の協議が必要となります。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
4	<p>「参考資料10 学校配膳室の概要」の備品一覧中にカーテンレールの記載がありますが、カーテンの記載がありません。カーテンは事業者が設置するのでしょうか。事業者が設置する場合、設置場所、寸法(幅×高さ)、仕様(ビニールカーテン等)、数をお示し下さい。また、カーテンの維持管理(洗濯等)も事業者の場合、実施の最低頻度等がありましたらお示し下さい。</p>	<p>「参考資料10 学校配膳室の概要」の備品一覧に記載しているカーテンレールについては、配膳室の一部を更衣のためのスペースとして使用するため、室内に目隠し用のカーテンを設置できるよう、天井吊りのV型カーテンレールを整備することとしているものです。この目隠し用のカーテンは、事業者が必要に応じて設置するものであり、必ず設置を求めるものではありません。設置場所や寸法(高さ)は各配送校により異なりますが、カーテンレールの長さは約3.8mで、カーテンの仕様や維持管理については事業者の提案に委ねます。なお、外部に面したアルミ製建具のガラスは、型ガラス又は乳白色のフィルムが貼られているため、カーテンの設置は不要と考えています。</p>
5	<p>プラットフォームを整備する際に障害となる樹木がある場合、枝の剪定や伐採伐根をしてもよろしいでしょうか。具体的には「上溝中学校」の学校配膳室 部の樹木が施工時(コンクリート型枠施工時)の障害となると考えられます。</p>	<p>上溝中学校の樹木については、プラットフォーム整備において支障となり、やむを得ない場合に限り、事業者の負担による伐採は可能です。</p>
6	<p>「コンテナの数の追加等を要さない範囲を原則」、「食缶等の調理備品を新たに調達する場合、市が負担」と記載があり、理解いたしました。コンテナの増加がないということは、コンテナ・食器消毒機の追加可能性はないということではよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準として求める調理能力は、事業開始当初の必要数量によるものではなく、8,000食の給食を調理・運営できるものであり、この調理能力に応じたコンテナ・食器消毒機の整備は、事業者の業務範囲です。なお、配送校の追加等は、調理能力と実食数の差の範囲内を想定しているため、コンテナ・食器消毒機の追加は、原則、想定していません。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
7	<p>食缶が増える場合は、食缶消毒保管庫の増加の可能性もありますが、コンテナ同様、食缶消毒保管庫の追加を要さない範囲を原則と考えられておりますか。もしくは、食缶消毒保管庫が追加となる場合、市の負担でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準として求める調理能力は、事業開始当初の必要数量によるものではなく、8,000食の給食を調理・運営できるものであり、この調理能力に応じた消毒保管庫の設置は事業者の業務範囲です。食缶の増加数については、コンテナ・食器消毒機と同様に、原則として、「食缶消毒保管庫の追加等を要しない範囲」を想定しています。ただし、食缶を新たに調達する必要が生じた場合については、事業契約書(案)にお示しするとおり、市が負担することを想定しています。</p>
8	<p>提案課題D-9の為に、追加となる学校のおおよそでも構いませんので、クラス数等目安のなる数字を教えてください。もしくは、食数・クラス数が減った段階で、追加設備等が不要な範囲での追加を協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書にお示ししているとおり、追加等を想定している配送校は、給食センターの再編が想定される津久井地区・城山地区の各給食センターの配送校の一部のほか、給食室等の更新を行う小学校です。</p> <p>令和6年5月1日現在、津久井学校給食センターの配送校は、小学校4校、中学校2校、義務教育学校2校で、児童・生徒数は1,240人、学級数は85学級であり、城山学校給食センターの配送校は、小学校7校、中学校2校、児童・生徒数は1,836人、学級数は100学級です。(いずれも特別支援学級を含む。)</p> <p>また、給食室等の更新を行う小学校については、現時点においては具体的な想定はありません。</p> <p>なお、配送校の追加は、調理能力と実食数の差の範囲内を想定しており、津久井学校給食センター及び城山学校給食センターのうち、どの学校を一時的又は継続的に追加するかは、今後の再編の検討の進捗に応じて決定する予定です。</p>

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
9	<p>現在、各学校における配膳業務をおこなっている方の人数を教えてください。 学校・人 etc</p>	<p>現在、デリバリー方式による給食の配膳業務は委託により実施しています。受託事業者は業務履行に必要な人数を配置しており、参考として、受託事業者における配置人数としては、基本的に1校2名体制と承知しています。 ただし、月・水・金曜日には、主食及び副食に加えて汁物用カップが付くことから、これらの日においては、配置人数の増員や勤務時間の延長により対応している学校があると承知しています。</p>
10	<p>フロン排出抑制法に基づき、現行品のビル用マルチエアコンの冷媒が近い将来、使用できなくなります。 現状では新冷媒(R32機種)に対応している機器がどのメーカーから発売されておられず、新機器にかかるコストも明らかになっておりません。 メーカー側からは材料費の高騰や安全対策に必要な部材などの追加により、現行(R410A機種)から大幅なコストUPが想定されますとの見解を得ています。 提案書作成段階で上記に関する費用を見込むことは非常に困難です。対応製品の価格や流通状況、既存製品の改造対応の有無等の状況が明らかになった後、事業契約書 第91条(法令の変更による費用・損害の扱い)を適用させて下さい。 また、フロン排出抑制法に基づく新冷媒(R32機種)対応のビル用マルチエアコンの対応費用について、事業契約書第91条の規定による市の負担が見込めない場合であっても、実際に生じる費用を負担いただけないでしょうか。 合わせて設備に応じた維持管理も必要であるため、これにかかる費用の負担も検討いただけないでしょうか。</p>	<p>フロン排出抑制規制法等の規定により、令和7年度以降、ビル用マルチエアコンについて調達コストの上昇が見込まれることは承知していますが、法令の改正は事業契約締結前のものであり、また、学校給食センターの整備等に関する事業以外の事業にも適用されるものであるため、法令改正等による増加費用等について市が負担することを定めた事業契約書(案)第91条第1項第1号に該当するものではないと考えています。 費用については、空調設備工事に係る直接工事施工に必要な経費であり、施設整備に係る対価のうち割賦により支払うサービス購入費として、物価変動に伴う改定の対象としています。また、本事業の事業費については、市による仕様や数量の指定による積算ではないことを踏まえ、一般に公表されている指標により包括的に業務の価格変動を捉えて改定を行うこととしているもので、直接工事施工に係る数量の増減等についての協議は原則として想定していません。 なお、維持管理費用についても、維持管理・運営に係る対価の一部として物価変動に伴う改定の対象と捉えています。</p>